

新型コロナウイルス関連の北マリアナ諸島における個人及び事業者に対する支援策について

新型コロナウイルス関連の北マリアナ諸島における個人及び事業者に対する支援策を取りまとめたところ、以下のとおりです（4月28日現在）。詳しくは、各プログラムの詳細を御覧ください。

連邦政府/州	項目・法令名称等	概要	プログラム/詳細	現地実施機関
連邦政府	コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法 (Coronavirus Aid, Relief and Economic Security Act)	総額2兆2,000億ドルの新型コロナウイルス対策の救済法。主な内容は以下のとおりです。 ●個人・世帯への支援: 成人に1,200ドル、未成年(17歳以下)に500ドルを提供(収入に応じ減額調整)。 ●失業保険の拡充: 各州からの給付に追加して1週間当たり600ドルの追加給付。 ●企業向け支援: 旅客・貨物航空会社や「国家安全保障の維持上重要な」企業への直接融資など。 ●中小企業向け支援: 3,770億ドルの予算を確保し、大半を従業員の給与支払いのための融資に充てるなど。	●パンデミック失業支援 (Pandemic Unemployment Assistance)	北マリアナ諸島労働局
		●景気刺激給付金の支給 (Economic Impact Payment)	北マリアナ諸島財務局	
	コロナウイルス経済損害・災害ローン緊急アドバンス (Coronavirus Economic Injury Disaster Loans-Emergency Advance)	●新型コロナウイルスで影響を受けた企業に対する融資プログラム。SBAが災害地域として認定した州の中小企業による融資申請が可能です。(※全州が適用対象) ※本プログラムは連邦政府・議会が成立させた法律に基づき、600億ドルの追加融資枠が確保されたため、SBAは既に申請が届いているものから先着順で審査を再開。	●コロナウイルス経済損害・災害ローン緊急アドバンス (Coronavirus Economic Injury Disaster Loans-Emergency Advance)	米国中小企業庁
北マリアナ諸島	所得税申告期限の延長	●2019年度所得税申告期限を2020年4月15日から2020年7月15日まで延期する。この措置は全納税者に適用されペナルティや利子は発生しません。	●所得税申告期限の延長	北マリアナ諸島財務局